# 償却資産申告書・給与支払報告書

## 提出は2月2日（月）まで

**【償却資産申告書】**

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を2月2日（月）までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（費）が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

①提出書類
・申告書
・種類別資産明細書

②課税標準額
今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点
課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。150万円未満になるかどうかは、償却資産の価格を計算した結果によりますので、償却資産の価格の多少にかかわらず、必ず申告してください。

④税額
課税標準額に100分の1・4（税率）を乗じて算出されます。

**【給与支払報告書】**

各事業主の方は、令和7年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を2月2日（月）までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課☎83-2190

# 令和8年度住民税（町・都民税）の申告および令和7年分所得税の確定申告

**■町職員による申告の相談・受付**

申告の相談受付は、電話による予約制とさせていただきます。

2月2日（月）午前9時から電話予約を開始します。希望する日と時間帯を予約してください。

＊1人あたり30分、2人分相談する場合は、1時間分を予約してください。1日30人分まで受付けます。

予約状況により希望する日時が予約できない場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

〔予約先〕
住民課　☎83-2190

〔申告期間〕
2月16日（月）～3月16日（月）
（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

＊2月22日（日）・3月1日（日）は、休日の申告受付を行います。

〔相談受付〕
・午前9時～11時30分
・午後1時～3時30分

〔会場〕
役場地下1階会議室

※なお、住民税申告書の提出のみの場合は、郵送または住民課窓口、古里出張所へ直接ご提出ください。

**※ただし、つぎの場合は、相談・受付ができません。**

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方
○事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
○医療費控除を受けるための医療費明細書の記入が済んでいない方
○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
○死亡した方の分の確定申告（準確定申告）
○過年分の確定申告

**■申告の際に持参するもの**

○申告書
（住民税申告の方）
○マイナンバーカードまたは通知カード＋本人確認書類（運転免許証など）
＊代理の方が申告する場合は委任状および委任された方の本人確認書類
○給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の明らかになる資料
○控除を受けるための証明書
・国民年金等控除証明書
・生命保険料や地震保険料の控除証明書

《次ページへ続く》